

鳥の明虫の明

ごあいさつ

暑中お見舞い申し上げます。

ロンドン・ビジネススクール教授のリンダ・グラットン氏らによる「LIFE SHIFT (ライフ・シフト) 100年時代の人生戦略」という本が話題になっています。

従来は、「教育→仕事→引退」という3ステージの人生設計が生まれ、「仕事」ステージで、「引退」ステージで必要なお金を貯めることが合理的と考えられていました。しかし、人生100年時代では、お金を貯めるよりも、「より長く働くための資産」を蓄積する必要があり、人々は年齢にとらわれることなく、様々なステージを行き来するようになるし、そうすべきだとされています。

たとえば、仕事を続けながらあるいは一度仕事を辞めて大学等で学んだり、留学をしたり、転職をしたり、子育てに注力する時期をつくったり、異なる職種の方と交流する時間をつくったりして、人生100年時代に備えるというのです。

確かに、人生100年時代で老後の資金を貯蓄で賄うことは無理ですし、年金も期待できません。そのため、長寿化は、年金問題や医療・介護の財源問題など、否定的な文脈で語られてきました。しかし、日々時間に追われる中、少し先を見れば、思っていたより20年も長い時間があるのは、健康に仕事を続けさえできれば、楽しみなことです。

人生100年時代の過渡期に、子らが親の背中をみて学ぶのでは時代遅れになります。子どもたち向けに、人生100年時代に備える教育が行われるべきだと思います。また私たち大人も、あと何十年かの人生を楽しく生きるために、今から備える必要があります。



奄美大島 奄美中央林道清国橋付近 撮影：高美喜男

介護事故の法律相談室サイトの開設

～事故が起こったら、事故を起こさないために～

近年、介護事故のご相談・ご依頼が非常に増えています。介護事故が起こった時に、介護事業所に損害賠償請求できるかどうかは、医療事故等と同様、事業所側に過失があったのが主な争点となります。

過失については、入所前後から事故までの利用者の心身の状態の推移や、介護計画の内容、同種事故やヒヤリハットの有無、当該事故の発生経緯などをふまえ、当該事故の危険性が具体的に予見でき、かつ、回避できたか否かで判断されます。医療と異なり、介護の現場では、予見できる事故を防ぐ体制を組めば事故は回避できたといえる場合が多いため、危険性が具体的に予見できたといえるか否かが最大の焦点となると考えられます。

逆に言えば、事故を起こさないためには、これまでに転倒等をしたことがあるかどうか、ご家族がどのような場面で危険や不安を感じているか、事故を防ぐためにご家庭ではどのような取り組みをされてきたかを、具体的に事業所に伝えておき、定期的に適切な対応がとられているかを確認することが重要です。

なお、利用者側にも落ち度がある場合も多く、過失割合に応じて過失相殺されることも多くあります。

過失の割合や過失割合、因果関係については、日々の介護記録、介護認定の際の資料、病院のカルテ、消防の救急活動記録、事故報告書など、様々な資料を収集して検討します。介護記録の改ざん等が予想される場合には、証拠保全手続によって入手することもあります。

介護事故について相談できる法律事務所がなかなか見つからないというお声をいただき、介護事故の法律相談室サイトを開設しました。一度ご覧いただければ幸いです。

●介護事故の法律相談室●

<http://kaigo.minami-law.jp/>

★お知らせ★

8月14日(月)～16日(水)は事務所をお休みさせていただきます。
8月17日(木)からは通常通り営業いたします。



イシガメの仲間 エクアドル・コカ・アマゾン・ナボ川支流 撮影：高美喜男

弁護士 甲斐みなみ 社会保険労務士 森下 浩之
E-mail : kai@minami-law.jp E-mail : h-morishita@minami-law.jp

甲斐・広瀬 法律事務所
KAI & HIROSE LAW OFFICE

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目9番12号 リーガル西天満ビル403号
TEL 06-6367-5115 FAX 06-6367-5116
URL <http://www.minami-law.jp>
過去のニュースレターはホームページに掲載されています。